

授業科目名	債権総論Ⅱ	※選 択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	債権の意義と効力（２）		担当者	手塚 一郎		
講義概要	<p>【概要】この講義は、債権の種類、性質、発生から消滅までの過程（プロセス）などについて規定する債権総則（講学上は債権総論）の規定の後半部分（民法 427～520 条）を対象とします。主なテーマは「多数当事者間の債権債務関係」「債権債務関係の移転」「債権の消滅原因」です。</p> <p>【到達目標】債権総則の条文を正確に理解することが目標です。具体的には、(1)債権総則に関する最低限の専門用語の意味を理解すること、(2)債権総則に規定される主な制度の意義（どんな制度で、それがなぜ存在するのか）を理解すること、(3)債権総則に規定される制度を使うと、トラブルがどのように解決されるのかを文章で説明できるようになること、です。</p>					
履修条件	履修条件は特にありませんが、可能な限り同じ担当者の「債権総論Ⅰ」も履修して下さい。なお、授業の運営方針、受講ルール、成績評価方法などの詳細は初回の授業でも説明します。					
教科書・参考書	<p>【教科書】池田真朗『スタートライン債権法』（2,520 円/ISBN: 9784535517745） 六法〔出版社は問わないが平成 23 年(2011 年)版〕</p> <p>【参考書】池田真朗（編著）『現代民法用語辞典』（2,310 円/ ISBN:9784419049614） ※他の参考書は授業中に必要に応じて紹介します。なお、参考書の購入は必須ではありません。</p>					
授業回数	内容	副題（サブタイトル）		教科書		
1	債権総則Ⅰの復習	債権の基本をもう一度。		——		
2	多数当事者の債権関係[1]序説・分割債務	原則だとは言うけれど…		[第 18 課]226～237 頁		
3	多数当事者の債権関係[2]不可分債務	家は分割できません。				
4	多数当事者の債権関係[3]連帯債務(1)	同じレベルの責任です。		[第 19 課]238～247 頁		
5	多数当事者の債権関係[4]連帯債務(2)					
6	多数当事者の債権関係[5]保証債務(1)	他人が借りたお金でも…		[第 20 課]248～260 頁		
7	多数当事者の債権関係[6]保証債務(2)					
8	債権譲渡[1]	債権も他人に譲れます。		[第 21 課]261～277 頁		
9	債権譲渡[2]					
10	債務引受・契約譲渡	条文は無いけれど…		[第 22 課]278～288 頁		
11	債権の消滅[1]序説・弁済(1)	債権の幸せな結末		[第 23 課]289～300 頁		
12	債権の消滅[2]弁済(2)	債権は消え問題は残る。				
13	債権の消滅[3]代物弁済・供託	最初の予定と違うけど…		[第 24 課]301～313 頁		
14	債権の消滅[4]相殺など	お互いチャラにしよう。				
15	講義のまとめ	トラブルの結末は？		——		
評価方法	(1)確認テスト（全 14 回）、(2)提出課題〔宿題〕（全 3 回）、(3)学期末レポート（全 1 回）の合計に、(4)授業への参加度（条文や教科書の音読等）を加味して、評価します。					
評価基準	上述の「到達目標」に示した内容を目安とし、(1)債権総則に関する最低限の専門用語を修得できれば C 評価、(2)債権総則が規定する主な制度の意義を理解できていれば B 評価、(3)債権総則が規定する制度を使うとトラブルがどのように解決されるのかを文章で説明できるようになれば A 評価とし、(1)に未到達の者は D 評価または E 評価とします。					
その他	<p>1.授業運営上インターネットを活用する予定です。</p> <p>2.提出課題やレポートは授業中に作成・提出してもらう可能性もあります。</p> <p>※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目</p>					

